

意見陳述書

2022（令和4）年2月3日

水戸地方裁判所

民事第2部合議A係 御中

原告本人 助 川 靖 平

私は現在81歳で、日立市諏訪地区に住んでいます。

この度、原告団5名を代表し、この裁判を提起するに至る動機や私の考えを陳述します。

- 1 私は、1940年7月に生まれ、小学校から高校までを通じて地元日立市の学校に通い、育ちました。原告の鈴木鐸士さんとは、日立市多賀中学校の同級生であり、親友として長い付き合いの間柄です。

高校卒業後は東京の大学に進学し、その後東京都庁に就職しましたので、長らく東京で過ごしましたが、定年退職を機に地元に戻ることにいたしました。それから今日に至るまでの約20年間、日立市諏訪地区において、長くお世話になった地元の皆様に奉仕するため、ボランティアとして諏訪下町自治会長や、諏訪神社の総代の仕事のお手伝いをさせていただくなどして生活を送ってまいりました。

- 2 こうして私が平穏な生活を送っていたところ、2020年5月26日に県から日立市諏訪町太平田地区に「県産廃最終処分場」を造る計画が唐突に発表されました。しかし、その計画は、内容においても、計画推進における行政のあり方においても、疑問を抱かざるをえないものであることから、私はこうして訴訟を提起するに至りました。

県産廃最終処分場に関する計画の問題点は、基本的に訴状に記載されているとおりでありますが、特に私が問題視する点は、次の4点です。

- (1) まず第1に、私は、18万人に近い人口を有する県北の中核都市である日立市を候補地に選定すること自体が論外だと考えます。

しかも建設予定地の諏訪地区は市内で最も人口密度の高い多賀支所管内にあり、半径3km以内には至近距離の太平田地区の他、諏訪小

学校、つくしんぼ保育園、小咲台団地、平和台団地等数多くの住宅や施設が密集しています。

このような場所に産廃処分場が造られることになれば産業廃棄物から出る有害物質により、大気や水質が汚染され、多くの住民の生命、財産に大きなダメージをもたらすことが危惧されます。

- (2) 第2に、県産廃最終処分場の設置計画が日立市ありきで進められていることです。

日立市に建設計画が公表された後、わずか1年後の2021年6月に、産廃処分場への搬入ルートとして新しい道路を造るという大きな計画の変更が公表されました。

道路を新しく作るとなれば莫大な費用が必要となります。そのような大きな計画変更が必要となるのであれば、道路新設にかかる費用を踏まえて、改めて産廃処分場を設置する場所を検討するのが本来だと思います。

それにもかかわらず、茨城県は、産廃処分場の設置場所を再検討することなく、日立市諏訪町の建設予定地への道路新設を進めようとしています。

日立市への設置ありきで計画を進めることには、疑問を抱かざるを得ません。

- (3) 第3に、日立市諏訪町における豪雨災害の実態を踏まえると、産廃処分場が建設された後に豪雨災害が発生した場合、甚大な被害の発生が避けられないことです。

1947年9月10日から同年9月15日にかけて関東地方等に甚大な被害をもたらしたカスリーン台風がありました。これは日立市宮田川の氾濫で死者28名を出した大災害で、私の住む諏訪地区でも鮎川や桜川が氾濫し、被害がでました。

当時7歳だった私は普段はちろちろと流れる小川が、豪雨の翌日には激流となり轟音を立て道路まであふれるのを目撃し、恐怖で震

えた事を今でも思い出します。

もしこのまま日立市諏訪地区の予定地に産廃処分場が建設されることになれば、豪雨により産業廃棄物を含んだ大量の土砂で鮎川の下流地域が押し流されることになると予測されます。

原告の鈴木鐸士さんも、建設予定地が洪水、土砂崩れの危険を有する特質の地形であることを学者としての知見から論証し、県の計画の撤回を求めています。

産業廃棄物を含んだ土砂災害として記憶に新しいのが、2021年7月に静岡県熱海市で発生した事故です。この事故では、産業廃棄物を含んだ土石流が家々を押し流す災害が発生し、死者が出る事故に発展しました。日立市でも同程度もしくはそれ以上の被害が発生するかもしれません。

人命が危ぶまれる本計画は、すみやかに撤回すべきと考えます。

(4) 第4に、この計画策定や推進における茨城県に対する不信感です。

前にも述べたように、本計画は県から唐突に発表されました。

私は、発表の翌日である2020年5月27日に、新聞を通じてこの計画を知るに至りました。

その計画は、日立市民や日立市の意向を確認する等の民主的な手順を踏まずに、県知事が一方的に定めたものであり、私は計画を知った当初から、そのような不当な行政手続きに強い不信感を覚えました。

そして、その年の7月19日に、主に諏訪地区の住民を対象とする県主催の住民説明会が開催されました。私も説明会に参加し、質疑応答の際に質問も行いました。

しかし、この説明会の際の県側の説明や回答は、住民の真摯な質問をはぐらかし、保留や、今後検討する等、問題の先送りや不明な点が多く、とても納得できるものではありませんでした。

市民に正確な情報を提示しないまま、「エコフロンティアかさま」の時の手法を踏襲した県のやり方は、ほぼ動かしようのない計画を用意

してそのまま押し切るもので、諏訪地区住民間に分断と不信感を生むことになり、非民主的な県政と言わざるを得ません。

- 3 以上の4つの疑問から、計画の再検討を求めるためにはどうすればよいのかを考えていた折、私は、日立市多賀市民会館で行われた県新産廃処分場建設に反対する連絡会が主催するシンポジウムに参加しました。その際にゴミ弁連の広田次男弁護士が述べた「ゴミ問題で最も重要なことは処分場をつくらせない」との発言が私たちの進むべき道をはっきりと方向付けてくれました。

それは、県が産廃処分場の建設に着工する前に、計画の不当性を認め、撤回してもらうことです。

既成事実が作られたら、その後裁判を行っても、これまでの係争の事例から見ても、勝つことは困難だからと考えたからです。

そこで私は、2021年6月10日に、他の4名の原告と共に、県産廃最終処分場建設に関する事業について、「公金の支出等の差し止めを勧告することを求める住民監査請求」を行いました。しかし監査結果は請求棄却であり、到底納得できるものではありませんでした。

よって私たちは、中立機関である司法の判断を求めるべく、本訴訟を提起した次第です。

- 4 裁判官におかれましては、まず日立市の候補地が集中豪雨時に洪水が発生する最も危険な地形にあることを認識され、自然豊かな環境を、次世代を担う孫たちの世代に残すため、最悪のごみ処分場を造らせないよう、同時代を生きる人間としてご理解し、判断していただきたいと存じます。

以上

意見陳述書

2022（令和4）年2月3日

水戸地方裁判所

民事第2部合議A係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 飯田美弥子

1 寝耳に水の選定

私は、日立市の裁判所がある学区で生まれ育ち、2019（平成31）年1月、東京からのUターンで、日立市に法律事務所を開きました。

2020（令和2）年5月、茨城県が日立市諏訪町の日立セメント(株) 太平田鉦山跡地を新産業廃棄物最終処分場の候補地に選定した、という報道に目を疑いました。しかも、稼働中のエコフロンティアかさま（笠間市）が2025年頃に満杯になると見込まれるため、その後継施設として指定された、ということで、5年後には操業開始が予定されている、という差し迫った内容でした。

私にとって故郷は、日立製作所発祥の地であり、茨城県が世界に誇る工業都市のはずでした。

「余所で出された産業廃棄物を集めてくることによって、地元の活性化を図る」という構図が頭に馴染みませんでした。

私と同じ学区出身の大井川知事が決めたということにも啞然としました。

程なくして、このニュースは、私だけでなく、日立市長にも地元の皆さんにも寝耳に水のことだったとわかってきました。

2 反対運動

予定地である諏訪町周辺は、諏訪梅林・諏訪の水穴、大久保の風穴、鮎川溪流など豊かな自然に恵まれ、市民の憩いの場です。

予定地近くには保育園や学校も存在します。つくしんぼ保育園は、自然の中での保育を長年実践してきました。園児は、鮎川に入って遊んだり裸足で周囲の野山を駆け回ったりしています。本件原告の一人である

鈴木智子さんは、つくしんぼ保育園の卒園生です。

卒園した人たちだけでなく、保育園で働いている職員・園児の保護者らが、不安の声を上げました。保護者の中には、自然の中で子育てしたいと日立市に移住してきた人や化学物質過敏症なのでこの環境でなければ安心して子育てできないという人もいました。

建設予定地を含む多賀山地の地下水は、「常陸風土記」に書かれた「泉が森湧水」（水木町）を始め、災害協力井戸等が今も 260 か所を数えるほど豊かな湧水をもたらしています。東日本大震災のとき、こうした井戸の存在が市民生活を支えてくれたと聞きました。

その水は、やがて河原子海岸に至ります。

水源地である諏訪地区で有害物質が地中に染み出したら、湧水も川も海も汚染されてしまう。「命の水を守れ」と声を上げる人たちもいました。

とはいえ、住民運動など経験したことのない人たちの集まりです。

県の計画に反対しては「地域エゴ」と非難されるのではないかと躊躇う人も多く、最初は、産廃処分場の実態について学習するところから行動を始めました。

本弁護士団の一人である坂本弁護士をお招きして、学習会をしました。

遮水シートの耐久性について明確なデータはなく、実際に事故事例も多く報告されていることなどを学び、「管理型産廃処分場は例外なき欠陥施設」という指摘を受けました。

同時に、自分が属する地域を守るために声を上げることは、エゴでも何でもない。当然の権利である。自分たちが声を上げずに、誰が私たちの周りの環境を守ってくれるというのか。参加者の認識が深まってきました。

同年 8 月、産廃処分場建設に反対する連絡会が発足しました。学習会・シンポジウムや署名活動を通じて、市民の中に反対の声が多くあることを知り、自分たちの主張にいよいよ確信を深めました。

連絡会は、令和 3 年 5 月末までに、人口の 1 割近い、15550 筆の

建設反対署名を集め、市に提出しました。

しかし、日立市議会・市長は、こうした声に背を向けて、県に建設受け入れの回答をしてしまいました。

3 道路問題

諏訪町から常陸太田市に通じる県道37号は山間を縫うように走る狭い道です。産業廃棄物を積載したダンプカーの往来には適しません。

道路問題は、産廃処分場建設そのものには反対しない人たちからも、強い懸念が表明されました。

茨城県は、令和2年7月から8月にかけて予定地周辺の4学区を中心に住民説明会を開催しました。

折からのコロナ感染防止を理由に説明会への入場人員は制限され、学区外からの傍聴者を入れないなど市民への情報提供は極めて不十分でした。

そうした中でも、前述のとおり道路問題は無視できなくなり、県は新たな搬入路建設を約束するに至りました。

4 計画の撤回を

搬入道路の建設は、県が日立市を建設予定地に選んだ、その根拠を根底から覆します。道路の建設費用を考えれば、3つの候補地の中で「一番安く早く建設できる」と言えないことは明らかだからです。

原告の皆さんは、その点を捉えて、選定をやり直すよう、監査請求をしました。請求が棄却されたために起こしたのが本件訴訟です。

新設道路は、中丸団地を通る予定です。

私の親が、中丸団地に住んでいます。地元では、静かな住環境が脅かされると心配する声が聞かれます。自治会の対応委員会では、交通の安全のため立体交差にして欲しい、防音対策のため防音壁で真上まで覆って欲しい、振動対策・粉塵対策など様々な要望が出されています。

道路建設は2022年から2025年度にかけて行われると説明されていますから、要望が反映されるかどうかは全くわかりません。

県の説明では、産廃の搬入期間は2025年度から約23年間です。つまり、2048年度には、処分場建設と廃棄物搬入のための道路は用途がなくなることを意味します。

住宅地近くに無駄な道路を作っただけで、諏訪町に処分場を作らなければならないのでしょうか？

それどころか、産廃処分場そのものが、洪水の危険性を高める施設であることも、わかってきました。

市民生活の安全のため、無駄な公金支出を止めさせるため、裁判所には公正な審理と判断を期待します。

以上